

令和2年度 第7回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年10月8日 火曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

2番 阿部 一郎 4番 藤松 美潮 5番 宇留嶋 雄蔵 7番 金高 奉宣
13番 豊田 敏夫

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 34号	農地法第3条の申請について
議案第 35号	農地法第4の申請について
議案第 36号	農地法第5条の申請について
議案第 37号	非農地証明願いについて
議案第 38号	農地所有適格法人に係る要件適格届出について
議案第 39号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 40号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 41号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 4号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出受理について

議長	<p>それでは、令和2年度第7回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>(9時31分：開始)</p>
議長	<p>まず、本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と、委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より並びに を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、「議案第34号」から「議案第41号」までの8議案49件と、報告事項が提出 されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第34号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所 有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。農業委員会事務局のです。本日もよろしくお願いま す。 それでは、議案書の1ページをごらんください。 「議案第34号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条によ り、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、区、区、譲受人、区、 歳。申請の土地になります。大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積 ㎡、ほか筆、合計筆の㎡。譲受人の経営面積は、田a、畑a、計a。理由と いたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明がありますが、委員が欠席であります。現地の確認 とともに内容を話していただきながら、許可基準についても説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議長が申されたとおり、委員が欠席ですので、場所の確認をしたいと思えます。 皆さん、3条—1図をごらんください。 場所は、大字の住宅街からに抜ける農道がありまして、その中心付近の農 地になります。9月16日に農地委員、農業委員と一緒に現地確認を行いました。 それでは、許可基準について報告します。 譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕 作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。現在、譲受人は歳になりま すが、元気に耕作を行っています。 なお、さんの所有農地は、これ以外に約aありますが、今後順次整理していきたい 意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番に なります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、さんの農地法第3 条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないもの と考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。</p>

議長	次に、2番と3番は関連がありますので、引き続き事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人、 、 、 、設立 年。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、畑のみ a。理由といたしましては、管理が困難、規模拡大であります。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、 、 、譲受人は同じであります。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、畑のみ a。理由といたしましては、管理が困難、規模拡大であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番と3番について、 農業委員より意見があればお願いします。
 委員	<p> 地区担当、 です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>9月17日に事務局員と現地確認いたしました。申請地は 近くの の水田になります。 のために を栽培するハウス等を建てる予定だそうです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>許可条件の説明の前に、 が農地取得をする場合の条件について説明します。</p> <p>別紙A4の3条の調査一覧をごらんください。通常の申請であれば、議案番号の第1号から第7号までの条件を全て満たさないとありませんが、 が業務の運営に必要な施設の用に供すると認められれば、第1号、第2号、第4号及び第5号が適用外になります。</p> <p>それでは、許可条件の説明を行います。</p> <p>譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、 に住んでおり管理ができない状況です。今回、申請地で を建築し、 と を行いたい譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、 は 内で、既に 栽培を行っています。</p> <p>また、 の所有農地は、議案書5ページ、農地法第5条の申請について番号4番及び議案書8ページ、非農地証明願ひについての番号8番に記載されている農地以外にはありません。</p> <p> の許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番、番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかかかる点はありませんので、 の「農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件」がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書2ページをごらんください。番号4番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、 、地目、台帳、 、現況、 、地積 m²、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、田 a、</p>

	<p>畑■a、合計■a。理由といたしましては、所有農地の整理、相手方の要望であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、許可基準についてであります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、皆さん、3条—4の図面をごらんください。①と②がございます。①を拡大しているのが②になりますので、それを踏まえながら説明したいと思います。</p> <p>9月18日に■農地委員と■農業委員とで現地確認を行いました。現地は■の近くの■を■のほうに向かって、■を渡った右側の農地になります。3条—4の②をごらんいただければ分かると思いますけども、この部分が■㎡の図面になります。</p> <p>それでは説明します。</p> <p>譲渡人は、議案書4ページ、農地法第5条の申請について番号2番で一般住宅を申請する際、境界確認をしたところ、今回の申請地部分が隣の譲受人の農地に入っていたので分筆し、今回の贈与申請となりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、これ以外に約■aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■さんの許可要件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかかかかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、■区、■、譲受人、■区、■、■歳。申請の土地になります、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、計■a。理由といたしましては、子への贈与、親からの受贈であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番につきましても、4番同様、説明と許可基準について説明願います。</p>
事務局	<p>9月16日に■農地委員と■農業委員で現地確認を行いました。3条の図面の5番、①、②、③が今回の該当地です。場所はそれぞれ、■の近く、■の■交差点の手前の左側の農地、そして■を過ぎて右側に下った旧道を■mぐらい下った右側の農地になります。</p> <p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■さんの所有農地は、議案書7ページ、非農地証明願いについての番号4番に記載されている農地以外にはありません。</p> <p>■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかかかかかる点はありませんので、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p>

	<p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>次に、番号6番、イ、空き家に付随した農地の所有権移転についてであります。申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、所有農地の整理、空き家取得と農業開始であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>6番については、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■委員	<p>申請地ですけど、■■■■から手前■■kmぐらいのところでありまして、家に付随した農地ですので、問題はないと思います。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>まず、A4の許可基準一覧をごらんください。その中に農地法第3条第2項第5号の要件（耕作面積要件）がありまして、その面積が50a、要するに5反を満たさなければなりません。しかし、農業委員会が、市町村の区域の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになっていきます。杵築市では、空き家の所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1a、1aに満たない場合はその面積から取得ができるように緩和されました。これが12回目の案件です。</p> <p>譲渡人は、相続で宅地と農地を取得しましたが、■■■■に住んでおり管理が出来ない状況です。今回、譲受人が空き家とその付近にある申請地を新規取得したいということで話がまとまり、申請となりました。区域の指定は、令和2年度第6回総会「第30号議案、番号1番」において指定済みです。</p> <p>今後は、野菜等を栽培すると伺っています。なお、■■■■さんの所有農地はこれ以外にはありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号6番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第34号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員さんからのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りします。「議案第34号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第34号」「農地法第3条の申請について」は、これを</p>

	許可することに決めます。
議長	次に、「議案第35号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。おはようございます。よろしくお願いいたします。 議案書3ページをお願いします。 「議案第35号」「農地法第4条の申請について」。農地法第4条第1項により下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、[]。申請理由は、[]を栽培していたが、減益傾向にあるため、[]を計画した。こちらは第2種農地です。以上です。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	先月、9月17日に事務局と現地を確認いたしました。場所は[]から直線距離で約[]kmのところで、[]の隣から上って、[]のところでございます。[]栽培していましたが、収益が上がらないために太陽光発電施設を建設ということです。資金計画等問題ありませんので、問題ないと思います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	申請者は申請地で[]を栽培していましたが、減益傾向にあるため、敷地を太陽光発電施設へと転用する計画です。 立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合にのみ許可できます。そこで、代替地の検討も行っていきますが、接続電柱への距離、周囲の状況からこの土地になったようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。 一般基準です。申請地は長狭物を挟み農地で囲まれています。隣接する農地の関係者からの承諾書が添付されており、今回の転用について問題がないと思われまます。 整備計画です。[]㎡の土地に、パネル[]枚、最大出力[]kWの太陽光発電施設を計画しています。計画での出力は50kWを超えていますが、パワーコンディショナーを経由することにより、出力は[]kWとなり、九州電力との50kW未満の低圧契約と相違なく、九州電力からの工事費負担金請求書が添付されているため、転用は確実と思われまます。 付近の土地に対する被害防除、安全対策として、施設周辺に高さ約[]mのフェンスを設置、北側、南側に出入り口を設け施設内の管理を行い、雨水については所有する既設側溝から市道側溝に放流する計画です。地元の方々及び各関係機関との協議も終えています。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融公庫からの融資証明書が添付されています。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしているため、今回の申請については許可相当と考えられます。
議長	只今、「議案第35号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員さんによる意見がございましたけども、各委員さんのご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	なしの声あり。
議長	お諮りします。「議案第35号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第36号」「農地法第5条の申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをお願いします。「議案第36号」「農地法第5条の申請について」、農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するために意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡。申請内容、進入路、庭園として。申請理由は、休耕中の畑を無断で進入路及び庭園としたため、追認による農地転用許可申請を行う。こちらは第2種農地、追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番につきましては、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	先月の9月11日に事務局と現地確認いたしました。この場所は、先ほど説明した■■■■のところになります。■■■さんが土地を■■■さんに使用させた際、現況となっておりますが、始末書も提出されており問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>追認案件となった理由につきましては、土地所有者、転用者双方が農地法を失念しており、無断で休耕畑を住宅への進入路及び庭園用地としたためであり、この行為を消滅させるため、追認による農地転用許可申請を行うものです。</p> <p>立地基準です。申請地は農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は、農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。代替地の検討も行ったようですが、利便性などにより適した土地が休耕中の申請地以外になく、この地に整備したとのことで、農用地区域外農地の証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の東側は■■■、北側・南側は■■■、西側は■■■です。現在までに隣接地に対し被害等は発生しておりません。当該地の現況は、進入路、庭園となっています。</p> <p>以上により、立地基準、一般基準の両基準を満たしているため、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由は、現在■■■■に居住しているが、手狭になったことから一般住宅を建築するものです。こちらは第2種農地です。</p>

	以上です。
議長	2番についてですが、 ■■■■ 委員は本日欠席です。現地の説明もお願いします。
事務局	<p>先ほど3条の4番と同様の土地ですが、■■■■から国道に向かう途中にある土地です。3条と同様、■■■■農業委員さんと■■■■農地委員さんとで現地を確認しました。詳細についてはこちらの位置図で確認していただければと思います。</p> <p>許可基準につきましては、転用者の■■■■さんは会社員で、現在、■■■■の■■■■に入居されています。転用の目的は子供の成長に伴い住居が手狭になったことから、こちらを購入して住宅を建築したいということです。委員さんにも資金計画等確認していただきました。問題ないということでした。</p> <p>立地条件です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。代替地の検討を行ったようですが、費用面などからこの地に建築を決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>一般基準です。申請地の東側は■■■■、南側は■■■■及び■■■■、西側は■■■■、北側は■■■■にそれぞれ接しており、営農上の問題はありません。</p> <p>新築計画です。申請地の■■■■m²に、1階床面積■■■■m²、約■■■■坪の一般住宅を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、生活排水は公共下水道へ接続、雨水、敷地内排水は水路へ接続予定です。排水に関し各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■m²、合計■■■■筆の■■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由は、現在両親と同居しているが手狭になったことから申請地を購入し一般住宅を建築するものです。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番につきましては、 ■■■■ 農業委員さんよりご意見があればお願いします。
■■■■ 委員	申請地は ■■■■ から手前 ■■■■ mのところの右側に位置しています。ここは農地ですが、荒地のようになっておりまして、宅地になるのは問題ないと思われます。
議長	許可基準について事務局より説明を願います。
事務局	<p>転用者の■■■■さんは■■■■で、現居住地でご両親と生活されています。</p> <p>転用の目的は、住宅が手狭になったことから、一般住宅を建築するものです。</p> <p>立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。代替地の検討を行ったようですが、</p>

	<p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p>
議長	<p>5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>番号5番、申請人、土地所有者、[]区、[]、転用者、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由は、現在アパート暮らしであるが、子供の誕生により手狭になったことから両親の住居近くに一般住宅を建築するものです。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>5番につきましては、[]農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
[]委員	<p>9月17日に[]農業委員と事務局と現地確認を行いました。[]区のパス停から山際に入った道沿いで、[]さんの住宅の隣の土地に家を建てるということで申請があったものです。条件としては問題ないと思っています。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>転用者の[]さんは[]で、現在、アパートで生活されています。転用の目的は、お子さんの誕生により、父親で土地所有者の[]さんと永年期間の土地使用賃借契約を締結し、一般住宅を建築するものです。</p> <p>立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第3種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため代替地の検討も行いましたが、候補地の地権者の同意が得られず、申請地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。</p> <p>次に一般基準です。申請地の東側は[]、南側は[]、北側、西側は[]にそれぞれ接しており、転用行為の妨げとなる権利者はいません。災害防止策として土地の傾斜を南側へ確保し、土砂の流出を防ぐ計画です。</p> <p>続いて新築計画です。申請地の[]㎡に、1階床面積[]㎡、約[]坪の一般住宅を計画しています。</p> <p>排水計画につきましては、宅内排水・敷地内排水ともに南側の市道側溝へ接続予定です。なお、生活排水は合併処理浄化槽を経由します。排水に関し、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関からの融資可能証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第36号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員さんの説明がございましたが、各委員さんのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
[]委員	<p>4番は、[]にするというのは何をされるんですか。</p>
事務局	<p>[]で[]するそうです。[]席ぐらいだと聞いています。</p>
[]委員	<p>3条で取得した農地は何をするのですか。</p>

事務局	■■■■の栽培をするようです。
■■■■委員	■■■■を販売するという事ですか。
事務局	今、■■■■で、■■■■が■■■■を雇用して■■■■を栽培しているのですが、その農地を規模拡大してそこに移して、■■■■も隣に建てて、複合的な施設にするということです。
■■■■委員	全部そこでやるということですか。
事務局	そうですね。複合的に考えているようです。
議長	ほかにありませんか。よろしいですか。なければ討論を終結します。
議長	お諮りします。「議案第36号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第36号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第37号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	続きまして、議案書6ページをお願いします。 議案「議案第37号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡。申請地の状況、原野。転用または耕作放棄された理由、用水の確保が困難であったため、やむを得ず昭和■■■■年頃から耕作を断念した。 以上です。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	先月の9月18日に■■■■農地委員と事務局と現地確認いたしました。場所は■■■■の■■■■の付近で、■■■■との境に位置しています。申請地は原野と思われます。農地として復元しても継続して耕作するのは困難と思われるので、■■■■農業委員と協議し、非農地証明願いを承認しても問題ないと思われます。 以上です。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を9月18日に■■■■農地委員、■■■■農業委員とで確認しました。申請地が現況となった理由は、用水の確保が困難であったため、やむを得ず昭和■■■■年頃から耕作を断念しました。現在は雑木、竹、雑草が生い茂った状態です。 これらのことから、申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態管理するようです。 以上です。

議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、 ■■■■ 、 ■■■■ 、申請の土地、大字 ■■■ 字 ■■■ 、地番 ■■■■ 、地目、 ■ 、地積 ■■■ m ² 、ほか ■ 筆、合計 ■ 筆の ■■■■ m ² 。申請地の状況、山林、雑種地。転用または耕作放棄された理由、昭和57年頃から日照不足、用水不足などの理由によりやむなく耕作を断念した。 ■■■ ■■■ については、同年頃に無断で土捨て場等に利用させ、その後現況となっている。 以上です。
議長	2番についても、 ■■■■ 農業委員さんよりご意見があればお願いします。
■■■ 委員	9月18日に ■■■ 農地委員と事務局と現地確認いたしました。場所は先ほどの場所とほぼ同じところに位置しています。申請地は山林と駐車場でした。山林地については、農地として復元しても継続して耕作するのは困難と思われ、無断転用地についても、始末書が提出されているため、 ■■■ 農地委員と協議し、非農地証明願いを承認しても問題ないと判断しました。 以上です。よろしくをお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明をお願いします。
事務局	発行基準です。番号1番に隣接する申請地であったため、同日、 ■■■■ 農地委員、 ■■■■ 農業委員とで確認しました。 申請地のうち、 ■■■■ については、コンクリートを打設し、駐車場と見受けられます。理由としては、昭和 ■ 年頃、申請者が無断で知人に土地を使用させたところ、現状に転用したようです。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。 この件は証明書発行基準第4の5に該当します。 その他の土地については、同年頃から日照不足、用水不足などにより耕作が放棄され、現在は雑木、竹が生い茂った状態です。この現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、全筆法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みで、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態です。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、 ■■■■ 、 ■■■■ 、申請の土地、大字 ■■■ 字 ■■■ 、地番 ■■■■ 、地目、 ■ 、地積 ■■■ m ² 、ほか ■ 筆、合計 ■ 筆の ■■■■ m ² 。申請地の状況、山林、原野。転用または耕作放棄された理由、平成3年頃土地を相続したため、詳細については不明であるが、用水の確保が困難であること、耕作者がいないことから ■ 年以上耕作が放棄されている様子。 以上です。
議長	3番につきましては、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■ 委員	先月の9月17日に農地委員と事務局で現地確認をいたしました。場所は ■■■■ から ■■■ mぐらいのところ、海岸線のところになりますけど、相続した土地で、水源等もなく、草刈り等はされておりますけど、農地として復元するのは難しい状態でございますので、非農地証明願いを承認しても問題ないかなと思っています。よろしくお願いたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>発行基準です。現地を9月17日に■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請地は雑木、雑草が生い茂り、山林、原野化しています。申請者は平成3年頃相続により土地を取得したため、現況となった詳細については不明とのことですが、近隣の方に話を伺ったところ、用水の確保が困難なこと、耕作者がいなかったことから30年以上耕作されていなかった様子です。</p> <p>全筆に対し、法第30条第3項第1号の判断結果により、「農地管理に関する通知」を送付済みです。</p> <p>また、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをお願いします。番号4番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、ほか■■■■筆、合計■■■■筆の■■■■㎡。申請地の状況、山林、原野、進入路。転用または耕作放棄された理由、隣接の山林による日照不足、用水の確保が困難であったため、昭和54年頃からやむなく耕作を断念した。■■■■については、昭和60年頃から進入路として転用し使用している。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>4番につきましては、■■■■委員が欠席です。現地の立会いも含めて証明書発行基準について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>現地を9月16日に■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>場所についてですが、こちらの地図の番号4番をごらんください。■■■■付近の土地です。北側、西側にそれぞれ申請地が位置しています。北側が■■■■、西側に■■■■、ほか■■■■筆です。裏面にそれぞれの筆の詳細がございます。■■■■委員、■■■■委員のお話では、山林の様相を呈している土地がほとんどで、■■■■については、進入路としてコンクリートを打設しているが、始末書が提出されているということで、非農地証明書の発行をして問題ないだろうということでした。</p> <p>現地の詳細については、以上です。</p> <p>続きまして、発行基準です。申請地のうち、■■■■についてはコンクリートを打設し、進入路となっています。理由としましては、昭和■■■■年頃、申請者が無断で宅地への進入路として転用したようです。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。</p> <p>この件は証明書発行基準第4の5に該当します。</p> <p>その他の土地については、昭和54年頃より日照不足、用水不足などにより耕作が放棄され、現在は雑木、竹、雑草が生い茂った状態です。この現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■について法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みであり、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でないことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p>

	以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m ² 、合計 筆の m ² 。申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、昭和 年頃まで を栽培していたが、有害鳥獣の影響から耕作を放棄した。 以上です。
議長	5番につきましては、 農業委員さんよりご意見があればお願いします。
 委員	9月17日に 農地委員と事務局とで現地を確認しました。まずは 区を通り抜けて に行く道の沿線になります。ずっと耕作をしていないので、山のようになっており、耕作ができない状態になっております。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を9月17日に 農地委員、 農業委員とで確認しました。 申請地が現況となった理由は、昭和 年頃まで を栽培していたが、有害鳥獣の影響から耕作を放棄し、現在は雑木、竹が生い茂った状態です。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。 なお、申請地は令和2年9月1日に農振除外申請が認められていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。 以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態です。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請者、 区、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² 。申請地の状況、宅地、植林地。転用または耕作放棄された理由、申請地は約17年前に農地法第5条許可申請を行い、許可を得て目的の用途へ転用したが、地目変更を失念していたため、登記を行うための申請である。 以上です。
議長	6番について、 農業委員さんよりご意見があればお願いします。
 委員	この件の さんも先ほど36号で説明した図面のおおりに、そこに許可された土地であり、現況のおおりにありますので、非農地証明書を承認して問題ないと思われれます。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	現地を9月17日に 農業委員と確認しました。 申請理由は、両筆とも平成 年頃農地転用許可申請を行い、許可を得て転用を行ったが、地目変更を失念していたためです。現状は転用目的のおおりにあります。 本件で適用される証明書発行基準は第2の2です。 転用目的に則した現況であることから、本件は非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。

	<p>今後の予定についてですが、当面このままの状態管理するが、諸事情により売却を予定しているようです。</p> <p>以上です</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号7番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請の状況、山林、雑種地。転用または耕作放棄された理由、平成[]年に無断で自宅横の[]に車庫を建築しており、[]については、傾斜地で耕作が困難であったため[]年以上放置している。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番につきましては、[]農業委員さんよりご意見があればお願いします。
[]委員	<p>9月17日に[]農地委員と事務局で現地確認を行いました。場所については、[]のすぐ近所にあります。申請地の[]については、既に車庫を建ててありました。もう[]筆の土地については、非常に傾斜地が厳しくて耕作できる状態ではありません。</p> <p>以上であります。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。
事務局	<p>現地を9月17日に[]農地委員、[]農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地のうち、[]については車庫が建築されています。理由としましては、平成2年頃、申請者が無断で建築したようです。</p> <p>このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。</p> <p>この件は証明書発行基準第4の5に該当します。</p> <p>[]については、斜面地で耕作が困難であったため、約40年以上耕作されておらず、現在は雑木、竹、雑草が生い茂った状態です。この現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態管理するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書8ページをお願いします。番号8番、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、土地を相続した平成[]年頃には既に耕作が放棄されており、山林の状況であった。</p> <p>以上です。</p>
議長	8番につきましては、[]農業委員さんよりご意見があればお願いします。
[]委員	<p>先月9月17日、事務局員と現地確認いたしました。場所については、36号の4に当該箇所がありまして、現況は写真のとおり山林で、農地の復元が困難であるため申請しました。よろしく願いいたします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明を求めます。

事務局	<p>発行基準です。現地を9月17日に■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請地は雑木、竹が生い茂り、山林化しています。</p> <p>申請者が平成7年頃相続により土地を取得した際は、耕作が放棄され、既に現況の山林の状況であったとのことです。</p> <p>申請地に対し、法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みです。</p> <p>また、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第37号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員さんのご意見がございましたが、各委員さんのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りします。「議案第37号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第37号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第38号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」の1番を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>おはようございます。事務局の■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>「議案第38号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」。</p> <p>農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件について、下記の者より農地所有適格法人に係る要件適格届出書の提出があったので、これを承認することについて、意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、■■■■区、大字■■■■、■■■■、法人設立、令和■■年■■月■■日、資本金■■万円。事業といたしましては、1、農畜産物の生産販売、2、農畜産物を原材料とする食料品の製造販売、3、農畜産物の貯蔵、運搬及び販売、4、農業生産に必要な資材の製造販売、5、農作業の受託、6、飲食業の経営、7、観光用土産物の販売、8、前各号に附帯関連する一切の業務。構成員は、大字■■■■、■■■■、■■歳、■■■■、■■歳の■■名です。業務執行役員は構成員と同じで、■■名とも常勤です。作業員として、市内の方を■■名、■■■■の方を■■名雇用しています。</p> <p>この■■■■さんと■■■■さんは夫婦で「■■■■」の■■■■として入校し、平成■■年■■月から平成■■年■■月まで研修を受け、現在は市内■■■■地区で就農しています。</p> <p>所有農地は約■■■■㎡です。そこで■■■■㎡のリースハウスで■■■■栽培を行っています。</p> <p>ほかには約■■■■㎡の■■■■があります。</p> <p>今後の計画としましては、現在個人の所有となっている農地を会社へ所有権移転し、農地面積は現状維持をしながら、収量を増やしていく計画です。</p> <p>以上です。</p>

議長	引き続きまして、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、[]区、大字[]、[]、法人設立、平成[]年[]月[]日、資本金[]万円。事業といたしましては、1、洋ラン・花卉の栽培及び販売、2、果樹の生産販売、3、洋ラン・花卉の種苗の生産販売、4、その他前各号に附帯する一切の業務。構成員は、大字[]、[]、[]歳、[]、[]歳の[]名です。業務執行役員は構成員と同じで、[]名とも常勤です。作業員として、市内の方を[]名雇用しています。</p> <p>[]さんは、昭和[]年頃から花卉や果樹の栽培を行っています。平成[]年に[]を設立し、現在は、[]さん個人の所有農地、約[]㎡で、現在は主に[]や[]を栽培しているそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第38号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」事務局より説明がございましたが、各委員からのご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りします。「議案第38号」「農地所有要件適格法人に係る適格届出について」は、農地法第2条第3項の規定により、農地所有適格法人としてこれを承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第38号」「農地所有適格法人に係る要件適格届出について」はこれを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第39号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題とします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書10ページをごらんください。</p> <p>「議案第39号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」。</p> <p>農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、[]、[]、申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡、杵築市空き家バンク登録番号[]番、宅地地番、大字[]、宅地面積[]㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	申し遅れましたけど、[]委員が所用のため中座をされましたので、事務局より説明をお願いします。指定理由についての説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、皆さん、3条の地図の一番後ろをごらんください。ここに17条-2という図面があると思います。現地を9月17日に[]農業委員と[]農業委員とで現地確認を行いました。場所は、市内、[]の奥をずっと真っすぐ進みまして、山あいの谷の間にある農地になります。空き家バンクに登録をしまして、それに附随農地を処理したいということでありましたので、今回の総会に提案したわけでありました。</p> <p>それでは説明をさせていただきます。</p> <p>空き家に附随した農地の所有権の移転については、これが13回目の案件となります。空き家の</p>

	<p>場所は、星印で囲んでいる場所です。農地の場所は、空き家の近くにあり、管理に関しては問題ないと思われます。</p> <p>申請者は相続で宅地と農地を取得しましたが、市外に居住しており、管理が難しいので、今回の申請となりました。</p> <p>ちなみに、購入予定者は■■■■■の方です。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をし、来月以降3条申請を待つ形になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第39号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明がございましたが、各委員からのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りします。申請の農地を農地法施行規則第17条第2項を適用する区域に指定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第39号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第40号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。議案書11ページをごらんください。</p> <p>「議案第40号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」。</p> <p>農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■■区、■■■■■、借人、■■■■■区、■■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■■■㎡、合計■筆の■■■■■㎡。設定期間は■年再設定で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■aであります。</p> <p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■■区、■■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■■■㎡、合計■筆の■■■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は先ほどと同じであります。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■■区、■■■■■、借人、■■■■■区、■■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■■■㎡、合計■筆の■■■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田のみ■■■aであります。</p> <p>続きまして、議案書12ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、■■■■■区、■■■■■、借人、■■■■■区、■■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、■■■■■区、■■■■■、借人、■■■■■区、■■■■■、■■歳、設立■年。申請の土地になります、大字■■■字■■■■■、地番■■■■■、地目、■、地積■■■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の</p>

経営面積はありません。

続きまして、番号6番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]、設立[]年。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号7番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]a。

続きまして、番号8番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号9番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]a。

続きまして、番号10番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]a。

続きまして、番号11番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]、設立[]年。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年再設定で、借人の経営面積は、畑のみ[]aであります。

続きまして、議案書17ページをご覧ください。

番号12番、申請人、貸人、[]区、[]、借人は同じであります。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。

続きまして、番号13番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。

続きまして、番号14番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積はありません。

続きまして、番号15番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。

続きまして、番号16番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。

続きまして、番号17番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。

続きまして、番号18番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。

続きまして、番号19番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大

	<p>字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>それでは、議案書16ページをごらんください。</p> <p>番号20番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号21番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号22番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号23番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>続きまして、番号24番、申請人、貸人、■■■区、■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡。</p> <p>公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸す筆は全部で■■■筆、計■■■㎡であります。</p> <p>続きまして、イ、所有権の設定であります。</p> <p>番号25番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、譲受人、■■■区、■■■、■■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡。設定期間はありますが、これは公社の農地売買等支援事業の公社の売渡しになります。借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>貸し手農家数■■■戸、借り手農家数■■■戸、利用権の設定面積は■■■㎡、所有権の設定面積は■■■㎡、合計■■■㎡になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第40号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、事務局より説明がございましたが、各委員からのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
■■■委員	<p>4番は経営面積が少ないですが、何を栽培するのですか。</p>
事務局	<p>補足説明しますと、1番から5番の方は■■■で■■■の栽培を経営していきまして、4番の方は認定農業者になっています。面積は多くはありませんが、■■■はハウス栽培でとても効率がいいのでこういう形で上げさせていただきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。なければ討論を終結します。</p>
議長	<p>お諮りします。「議案第40号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第40号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第41号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書18ページをごらんください。</p> <p>「議案第41号」「農地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）</p>

	<p>に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借受人、■■■■区、■■■■、代表理事、■■■■、設立■■年。対象農地は、■■■■、■■筆の合計■■■■㎡であります。先ほど審議していただいた利用権設定の中の番号14番から番号24番が該当地になります。詳細な説明については、次のページに同じ内容書いてありますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第41号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」事務局より説明がございましたが、各委員からのご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>「議案第41号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第41号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第4号」がありますので、事務局より報告を願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書21ページをごらんください。</p> <p>「報告第4号」「農地法第3条第1項第13号の規定による届出受理について」であります。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■■■、譲受人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、雑種地、現況、■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。理由といたしましては、農地売買等支援事業を通じて■■■■に売却するためであります。</p> <p>ここで簡単に説明しますと、場所は■■■■の近くに■■■■という場所がありまして、今は■■■■■■■■■■が建っております。その川を渡って反対側ぐらいの場所になります。こういう形で申請したわけですが、■■■■が土地を持っているので、農地法の3条という形で申請が上がったようです。</p> <p>なお、■■■■■■■■■■ですが、現在、■■■■さんと■■■■さんが研修中で、来年■■月いっぱい卒業予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和2年度第7回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(11時04分：終了)</p>